

保育園・こども園遊具修繕 仕様書

1. 事業番号 多保幼修第5号
2. 事業名 保育園・こども園遊具修繕
3. 業務内容 保育園・こども園にある遊具を修繕及び改修するもの
※詳細は、内訳書参照
4. 履行の場所

【保育園6園・こども園1園】

- (1) 双葉保育園 多治見市元町4丁目10番地の2
 - (2) 小泉保育園 多治見市小泉町2丁目153番地
 - (3) 共栄保育園 多治見市高田町3丁目64番地
 - (4) 北野保育園 多治見市喜多町8丁目27番地
 - (5) 市之倉保育園 多治見市市之倉町8丁目20番地
 - (6) 星ヶ台保育園 多治見市星ヶ台3丁目7番地の3
 - (7) 旭ヶ丘こども園 多治見市旭ヶ丘8丁目29番地の43
5. 契約期間 契約締結日 ～ 令和8年12月25日
 6. 提出書類
 - (1) 工程表
 - (2) 主任技術者通知書
 - (3) 業務写真 (着工前、完成時 ※ケレン後・錆止め後)
 - (4) 業務完成届
 - (5) 市長が必要と認めた書類
 7. 作業日程、作業箇所の確認
 - (1) 受注者は、発注者、園長又はこれに代わるべき者と事前に打ち合わせを行い、作業日程、作業箇所等について確認を行うこと。
 - (2) 内訳書等の内容に相違がある場合、また疑義が生じた場合は、発注者と協議しその指示によるものとする。
 8. 業務遂行、安全管理
 - (1) 業務の遂行に要する機械、器具や保険等に係る費用は受注者の負担とする。
 - (2) 用水や充電等の軽微な電力の使用は可とするが、園長の許可を得ること。
 - (3) 当該事業で排出される廃棄物は、関係法令に基づき適正に処理すること。
 - (4) 業務遂行中、受注者の過失により既存の構築物、道路、車等に損傷を与えた場合は、直ちに発注者へ報告し、受注者の負担により復旧すること。
 - (5) 事業の施工については、園児及び園関係者の安全について、カラーコーンやバー等で

作業区画を明示する等、事故防止には十分注意をすること。また、作業者の安全対策も十分に行うこと。

9 検収

- (1) 検査は、各園園長またはこれに代わるべき者が行うこと。
- (2) 検査の結果、不備な点がある場合には、直ちに補修を行い、再検収を受けること。

10 環境への配慮

受注者は、本業務の実施にあたっては、環境に配慮し、低公害型の手段を用い、再生品の使用を推進する等、常に公害の防止、省資源、省エネルギーに心がけるものとする。なお、次の事項については特に留意するものとする。

- (1) 車両使用の際は、アイドリングストップに努めること。
- (2) 廃棄物等が発生した場合は、適正に処理すること。
- (3) 成果品等に使用する材料については、再生紙等を使用する等、可能な限りリサイクル製品を使用すること。

11 不当要求等に対する義務等

- (1) 受注者は契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求を受けた場合又は契約の適正な履行を妨害された場合は警察に通報しなければならない。なお、これらの不当介入を受けたにも関わらず通報しない場合は指名停止措置を講じることがある。
- (2) 受注者は暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことに起因して履行期間内に契約内容を完了することができないときは、発注者に対して履行期間の延長を請求することができる。

12 その他

- (1) 園を訪問する際は必ず検温し、37度5分以上熱のある場合には訪問を止めること
- (2) 園敷地内に入場する時は、できるだけマスクを着用すること。

以上